

中小企業復旧支援事業(年3回)

事業の内容

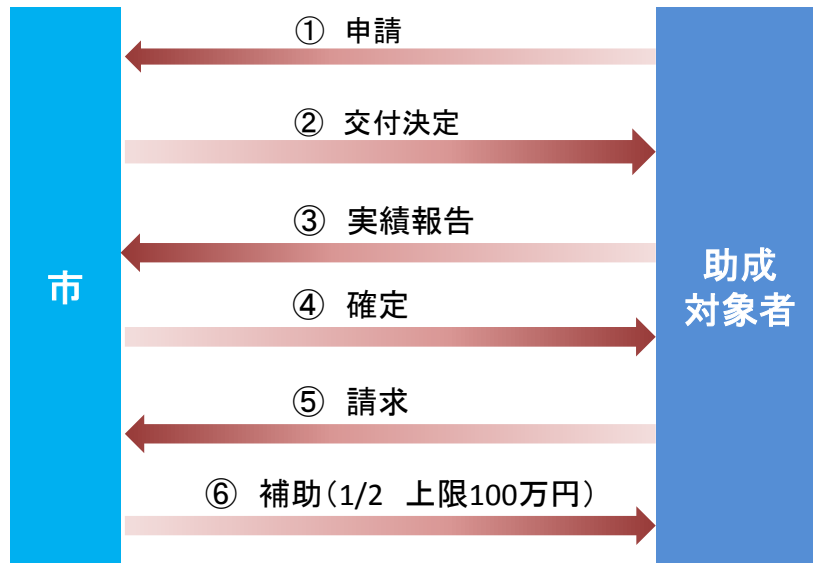
事業目的・概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者の市内における事業の再開を支援し地域の総合的な復旧・復興を図るため、当該中小企業者に対して、被災した施設及び設備の復旧に対し、補助金を交付します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

対象経費

- ◎被災した施設の復旧、建替に要する経費
- ◎被災した施設の修繕又は入れ替えに要する経費
※土地購入費、土地造成費、土地・建物の賃借料、設備の賃借料、備品購入費は対象外



事業イメージ

対象施設

- ◎店舗、事務所、作業場、原材料置場などの施設
- ◎不動産業を営む方の、所有するアパート・貸事務所等

対象者

- ・一事業者につき1施設が限度
- ・市内で事業を営んでいる方
- ・全壊又は大規模半壊の判定を受け事業継続が困難な方
- ・施設及び設備を復旧して市内で事業を再開又は継続し、かつ当該復旧に要する経費が20万円以上である方
- ・市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、事業内容が堅実な方
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業など、復旧等に係る補助金の交付を受けていない方

対象期間

交付決定を受けた年度の属する3月31日まで